
透明性のあるオリンピックの運営は いかにして可能か

—東京2020と24年パリの組織委に着目して—

脇田 泰子

はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）により、史上初の延期から無観客開催にこぎつけた東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京2020という）の異例づくしは、大会から1年以上経っても依然として終わりが見えない。それどころか、その闇の部分が増え、ますます大きく広がり、混とんの様相が深まっている。

オリンピック閉幕からほぼ1年後の2022年8月18日、東京地検特捜部は受託収賄の容疑で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委という）高橋治之元理事（78）を逮捕した。これを機に、大会スポンサーの民間企業役員なども贈賄側として次々に逮捕、起訴される「東京オリンピック汚職事件」が司直の手により次第に白日の下にさらされつつある。起訴されたのは計5ルートで、賄賂は総額2億円近くになる。組織委の中核で生じていた不透明な資金の流れについて、職務に公正であるべき元理事の刑事責任が問われる一大スキャンダルにより、「多様性と調和」という崇高な理念を掲げた東京2020の名誉はすっかり傷つけられてしまっている。

汚職事件と、それに続いて摘発されたテスト大会に関連する入札談合事件を受け、スポーツ庁と

日本オリンピック委員会（以下、JOCという）は2022年11月、今後の大規模国際スポーツ大会で運営組織の透明性を高めるため、指針策定プロジェクトチームを発足させた。汚職事件の温床となった東京2020の組織委理事らの選考基準や職務権限の曖昧さ、スポンサー契約プロセスの不透明さなどの問題点を検証し、利益相反を監視する独立委員会を設置するなど、不正防止策を23年3月までにまとめる予定だという¹⁾。大会終了後にこのようなことが始まること自体、それまで組織委の透明性がまったく確保されていなかったことを露呈している。また、この事態に既視感を覚える人も少なくない。1998年長野オリンピックの招致活動をめぐる疑惑で、招致委員会の解散後、会計帳簿が処分され、活動費20億円の使途がまるまる不明のまま終わった“事件”の記憶が蘇るからだ。

組織委は、法人格としては公益性の高い「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」²⁾事業を執り行う公益財団法人である。それほど信頼性の高い存在であるはずの組織で、なぜ、そこに属していた者が事件化するまで好き勝手することが可能だったのか。翻って、他国都市で開催されるオリンピックでも、組織委にはこのように運営に不透明な部分の残る余地があるのだろうか。東京2020に続く夏季オリンピック・パラリンピックを2024年に控える次回開催都市パリとそれを

支えるフランスの場合、この課題を社会としてどのように捉えて大会準備が進められているのだろうか。この点を明確にすることにより、東京でこのような不祥事が生じた背景を考察し、開催都市の地元はもちろん、開催国民としても、開催に納得のいくオリンピックの運営に必要な不可欠な要素とは何かを探る。

組織委は“ブラックボックス”

高橋元理事は、マーケティング専任代理店に指名された古巣の電通や自らが所属した組織委に対して、スポンサー選定の際に強い影響力を行使し、贈賄企業の要望にも強く働きかけたとされる。組織委は定款により、すでに2022年6月30日に解散した³⁾が、元はJOCと開催都市である東京都が1億5千万円ずつを拠出して設立した公益財団法人だ。公益財団法人とは、2008年（平成20年）に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき設立された「公益事業を行う法人」で、公益性の追求が活動の目的である。組織委の場合、このように国と都から多額の公金が流入していて公的な性格がより強い。にもかかわらず、スポンサーをはじめとする契約を民間企業と多々行うため、最初から行政機関ではなく、あくまで国や都から独立した公益財団法人という民間組織として運営がなされてきた。したがって、国や自治体のように情報公開制度の対象となっていない。たとえ解散前だったとしても、市民が組織委の業務検証のためスポンサー契約の資料を閲覧することもできない。

追いつけ追いつけするような事実が同年末に判明した。東京2020の開催経費が1兆7千億円になることが会計検査院の最終報告で明らかになったのである。組織委の公表額より2割、つまり3千億円多く、招致決定前から見ると2.3倍に上る。「大会の開催に至るまで、適時に組織委が公表した予算

などを踏まえて、国が負担する経費の総額を示すことが重要であった」と会計検査院は報告の最後に指摘した。6月に解散した組織委の業務を引き継いだ清算法人は2023年3月に業務を終えることで最終調整されていたが、テスト大会をめぐる入札談合事件で同年2月、組織委からまたも大会運営局元次長が独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で、受注側の企業社員らとともに逮捕されたため、東京地検特捜部の捜査や公正取引委員会の調査に協力するため、解散の時期を延期することになった⁴⁾。

これら一連の事件を受け、今はなき組織委は猛然と激しい批判の的となっている。以前からそう呼ばれていた「ブラックボックス」の闇がさらに深いことが明らかになったからだ。経費がいくらだと後からどう指摘されようが、なぜそうなったのかという核心は、もはや決して明るみに出されることがない。だからこそ、スポーツ庁が言わずとも予め運営の透明性が不可欠であり、会計検査院が指摘せずとも情報公開の仕組みが、そしてさらには第三者のチェックが厳しく求められている。

「オリンピック法」 ～倫理と廉潔に関する規定

第三者のチェックを通じて組織委の運営に透明性を持たせることができなかったがゆえに、大会後さらに大きな悪夢に見舞われてしまっている東京の場合とは異なり、組織委の運営や活動の透明性を明確に確保する法律を制定したのが、次回パリ・オリンピックを2024年に控えるフランスである。法律は通称「オリンピック法 (Loi Olympique)」、あるいは制定年から「2018年法」と呼ばれる。パリが2024年の開催地に決まったのは2017年9月、ベルーの首都リマで開かれたIOC総会⁵⁾だった。ちょうど百年ぶりに3度目のオリンピック⁶⁾が、オリンピックの父クーベルタンの故郷、パリに戻ってくるという喜びからわず

か半年後、フランスは「2024年オリンピック・パラリンピック組織委員会に関する2018年3月26日の法律第2018-202号」⁷⁾を制定するに至った。

さらにその翌2019年8月1日には、2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会の運営等に関する修正及び追加的な法律第2019-812号も制定されている。オリンピックのマーケティング・パートナー⁸⁾の選定手続に関する要件が第4条に設けられ、フランス・オリンピック委員会と大会組織委が、公平性と透明性を保証しながら広く周知されたパートナーとの間で実施すべきと規定している⁹⁾。

その2019年の条文とセットになる2018年法に話を戻すと、こちらは4章構成で、第1章が開催都市契約条項、第2章が都市計画、環境、住宅、交通、第3章が治安、そして第4章が「倫理及び廉潔に関する規定」¹⁰⁾と題され、第25条から第30条までである。対ドーピング規定の第25条に続き、第26条では利益供与を受けて依頼された通りに勝敗を決する八百長が賭博罪や詐欺罪となり、5年の禁固刑と50万ユーロ以上の罰金に処されることが決められた。しかし、最も特筆すべきは第27条で、競技連盟会長、プロ競技リーグ会長やフランス・オリンピック及びパラリンピックの各委員会会長、各競技の国内選手権大会組織委会長など競技や大会の責任者は、個人の資産についての報告や公開を、独立行政機関である「公職の透明性に関する高等機関」(Haute Autorité pour la transparence de la vie publique, HATVP, 以下、高等機関という)に対して行うことが求められるというものである。高等機関のサイトで組織委について検索すると、活動内容、雇用人員の上限、指定された期間に利益代表の活動に費やしてもよい支出総額が示される¹¹⁾。

法案が政府に提出された2017年秋の段階から、ローラ・フレセル・スポーツ相(当時Laura Flessel-Colovic, 1971-)は、財政的な透明性を確保することは「国としての義務」であるとし、組

織委も市民に対する責任を十分に認識している、と述べている¹²⁾。続く第29条では、フランスで公的資金を受ける組織委関係者は仏会計検査院の検査を受けるとも明記され、公的資金の不正流用を防ぐためのチェックが法的に整備されている。日本で事件化までして混乱を極めている事情を受けて、この第4章を見ると、なぜ規定がここまですんなりと明文化できているのだろうか、という素朴な疑問が湧く。オリンピック招致に成功して半年で、不正を監査する厳しい姿勢の法律を作る手際の良さの裏には、どのような背景があるのだろうか。

「公職の透明性に関する高等機関」 誕生の経緯

フランスでは、21世紀に入ってから政治資金をめぐる疑惑が何度も問題となり、政治倫理の確立が長い間、国家としての重要課題であった。もともと、汚職そのものの防止に関する法律は、死刑撤廃を公約に1980年に当選した社会党のミッテラン大統領(François Mitterrand, 1916-1996)の2度目の政権下で1993年に制定された。当時の経済・財務相の名を取って通称「サパン法(Loi Sapin)」と呼ばれる¹³⁾。「汚職の防止及び公的手続における透明性に関する法律」が正式名称で、その名の通り、公契約や公共事業委託における手続の透明性や公平な競争の確保等を規定した¹⁴⁾。

一方で、政治家の資産状況に関する届出が初めて義務化されたのは1988年に遡る¹⁵⁾が、その内容は非公開で法的な罰則もなかった。このため、制度はその後、何度も改正を経たが、それでも政治資金の不透明な流れが疑惑として浮上する事態が相次いだ。2012年、「模範的共和国」(République exemplaire)をスローガンに、政治倫理の向上を公約に掲げて当選した社会党のオランド大統領(François Hollande, 1954-)は、エリート官僚養

成機関のENA（国立行政学院）卒業後すぐにミッテラン政権下で参事官を務めたこともある人物だ。首相経験者のジョスパン氏（Lionel Jospin, 1937-）を委員長に「公職の刷新及び職務倫理委員会」¹⁶⁾を設置し、翌2013年、フランスで初の利益相反の防止制度を創設し、罰則強化等により資産状況の届出制度を改正する2法案の提出を閣議決定した¹⁷⁾。法案は同年10月、「公職の透明性に関する2013年10月11日の組織法律（2）第2013-906号」及び「公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号」（以下、合わせて13年法という）として成立した。これにより、より多くの政治家の資産状況と利害関係の届出が義務化され、その届出先として新設された監督機関が「高等機関」、つまり今回、オリンピック法第27条でオリンピック・パラリンピック組織委やフランス・オリンピック委員会会長らにも義務付けられた個人資産の報告先として指定されている部署なのである。日本の一部報道では、24年パリ・オリンピックでは「（特別法で）独立の監査機関を新設した」と伝えられるが、監査機関とは、正しくは既に13年法によって設けられたこの高等機関を指す。

高等機関は、それまでサパン法で資産状況の届出を審査していた機関に代わって置かれた独立行政機関で、13年法第19条により、大統領が任命する長1人、コンセイユ・デタ（Le Conseil d'État 最高行政裁判所）、破毀院（最高司法裁判所）及び会計検査院の職員から各2人並びに国民議会（下院）議長及び元老院（上院）議長が任命する有識者各1人の計9人で組織されることが定められた。また同20条により、高等機関は届出の受理、審査、管理等を行い、利益相反のおそれのある状況に関して意見を表明し、届出義務者による職業倫理に関する質問への回答を行い、公職者の天下りの可否の裁定を行うなどの職務が規定された。

この法律によりフランスで初めて利益相反が定義づけられ、その防止の徹底、資産公開や制裁の強

化など広範な措置を定めた¹⁸⁾ことから、高等機関の設置も含め、この13年法は、他国のものと比べても相当に厳格な内容だとする評価を受けている¹⁹⁾。

公職者が自らの地位や職権を利用して個人的利益を図る、いわゆる腐敗行為は、どの国にも存在する根の深い問題である。それをどのような規制や制裁のルールにより正していくか。フランスでは先述のサパン法が汚職防止に向けて制定されたが、さらなる腐敗行為を防止する目的で2016年、「経済活動の透明性、汚職防止及び現代化に関する法律」、通称サパンⅡ法（Loi Sapin 2）²⁰⁾が設けられた。このように、断固として不正を許さない姿勢を政治家自らが率先してたゆまず示していくことが、法により検査権や命令権を有する高等機関を作り、それを順守する人たちを作り、不正を糺して倫理と廉潔と透明性を求める社会を作っていくことにつながっている。それは、特効薬でも何でもなく、強い意思と地道な努力に裏打ちされた結果に過ぎない。たとえ、それで不正がゼロとならずとも、その闘いはもはや止むことがない。このように、政治倫理の向上を重要課題と位置付けたオランダ政権に続き、マクロン（Emmanuel Macron, 1977-）現政権下でも、政治活動に対する国民のさらなる信頼回復が目指されることとなり、このような状況下でパリ・オリンピックを迎えようとしているのである。

「ロンドン・オリンピックの大成功」とは

もちろん、法律だけで利益相反が防止されたり、確固たる政治倫理が実現されたりするわけではない。同時に、不正をよしとしない道徳や倫理の自律的醸成に重きを置く文化や社会規範がさらに強く求められることも確かである。しかし、不正の監視を可能たらしめる法律さえ存在しない日本の現状においては、新しいオリンピック招致を考えるより先に行うべきことが山積しているはずでは

ないか。組織委には、法令上の情報公開義務を負わせるなど、運営の透明性を担保する仕組みが最低限必要となることは火を見るより明らかである。

たとえば、大成功と評される2012年ロンドン・オリンピックは2005年に開催が決まり²¹⁾、その2年後には投入される公的資金(Public Sector Funding Package)の上限が約93億ポンド(当時のレートで約2兆円相当)と定められた。オリンピック終了後の2012年12月に出された英会計検査院(National Audit Office、以下NAOという)の報告書によると、当初は見込まれていなかったテロ対策の警備費が約5億ポンド(当時のレートで約900億円)かかるなどにより経費は増加し、最終的には当初の約8千億円から、約2兆1千億円まで増えた²²⁾。それでもNAOは、「2012年大会の成功を強調し、その成功を土台にオリンピック・レガシーの約束された利益もたらされることの重要性を強調した」と冒頭から成果を高らかに謳っている。

遺産を意味するレガシー(Legacy)という言葉は、今でこそ日本でそのまま用いられるようになったが、IOCが定めるオリンピックの規約としてのオリンピック憲章第1章第2項のIOCの役割として「15. オリンピック競技大会の有益な遺産を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する。」²³⁾が追記されたのはつい2003年のことに過ぎない(その前2002年11月、メキシコシティでの第114回IOC総会で追加が決まった²⁴⁾)。したがって、ロンドン・オリンピックがIOCの目指す「レガシーの戦略的アプローチ」に沿って実施された初のオリンピックであった。そのレガシーからの長期的な利益を今後は重視するようだと大会後の報告書に記したNAOの検査に加え、下院決算委員会もまた行政監視により支出をチェックし、大会運営の透明性は大いに高められた。たとえば必要に応じて費用がかさんだとしても、この点がNAOの自画自賛の根拠となっていることがわかる。

さらにいうと、この高評価のロンドン・オリンピックの経費や財源の状況、その検査体制等の実態については、我が国の衆議院調査局決算行政監視調査室がヒアリングも含めた現地調査を実施し、その結果を、「2012年ロンドン五輪及び2020年東京五輪に関する参考資料 2020年東京五輪成功に向けて!-ロンドンで調査して分かったこと」とする122ページの冊子にまとめて2018年7月に刊行した²⁵⁾。ここまで行政機関として組織的な調査を執り行った中で参考になる取り組みも多々あったであろうところ、なぜ経費全体を監査する体制作りへと進んでいかなかったのか、腑に落ちない部分が少なくない。

IOCの無遠慮と不正防止の体制作り

パリ・オリンピックにかかる運営や施設整備にかかる予算の見積もりは2017年の開催決定当時、計66億ユーロ(約8550億円相当)だった。フランスの会計検査院は2022年6月、これが73億ユーロ(約9460億円相当)に増えたと発表した。同年11月、組織委はさらに4億ユーロ(約580億円相当)の上方修正を発表した²⁶⁾。新型コロナの感染対策費以外に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、世界中を覆う約10%のインフレがその一因だが、もう一つの頭痛の種が、通常のオリンピックならばメイン競技場で実施される開会式を、セヌ川の上で繰り広げるとする計画に伴う警備コストの算定問題だ。さらに予測していなかったとするのが、組織委で働く人たちが大会終了後取る通常1か月分の夏季休暇のための費用で、3,000万~4,000万ユーロ(約42~56億円相当)になるという。こうなってくると費用の総額は1兆円の大台に乗り、どこで何に歯止めをかけるのが非常に重要な課題となってくる。2012年ロンドン・オリンピック以降の大会は、いずれも開催費用が1~3兆円以上で推移し、このままでは、

コンパクト五輪を謳うパリもその例外とはならない可能性が高い。パリ・オリンピック関連予算の中心は、97%までが民間資金とされる組織委と、4割を公金で賄う SOLIDEO（オリンピック関連施設建設公社）²⁷⁾ で、この二本柱で収支均衡をどこまで達成できるかが問われることとなる。

英オックスフォード大学の研究チームが2020年に発表したオリンピック開催国の負担費用に関する研究「最後尾への後退：オリンピックが破綻する理由（Regression to the Tail: Why the Olympics Blow Up）」²⁸⁾によると、1960年以降のオリンピックはすべて予算をオーバーし、当初予算の超過率は平均172%に達している。夏季オリンピックに限定すると213%、つまり毎大会2倍以上とされ、経済効果どころの騒ぎではない²⁹⁾。筆頭研究者で同大サイド・ビジネス・スクール名誉教授のベント・フライボルグ（Bent Flyvbjerg, 1952-）経済学博士³⁰⁾によると、それは、開催都市決定から開催までの7年（2024年パリ、2028年ロサンゼルスのように2大会同時決定の場合には最長11年）間で当初予算がぐんぐん膨らみ、その債務をすべて開催国が負担するからだという。

さらに研究者らは、予算についてはIOCが過去のオリンピックの事例から見て、予め約9.1%の超過を見込んでおくならば、危機対応に即していると述べていること自体が問題だと指摘する³¹⁾。確かに2015年に出された、2022年冬季オリンピック開催都市選定のためのIOC評価委員会による候補都市（カザフスタン・アルマトイと中国・北京）の評価報告書にも、同じ記述が認められる³²⁾。IOCが超過費用を負担しなければ、予算の膨れ上がるオリンピックはますます最終的には破綻に近づき、立候補都市はますます減ることになる。このような現象について、彼らは「オリンピックのべき乗分布」として説明を行っている³³⁾。株価の変動や地震の大きさと発生頻度の関係など、多くの自然現象や経済・社会現象に伴うリスク予測の確率分布の際に見られるように、オリンピック開

催も費用に関しては超過という極端な値が多いため、左右対称となる正規分布とはならず、中央値や最頻値が分布の左端に位置する「べき乗則」に従う、べき乗分布となるのだという。予算が352%を超えた2016年リオデジャネイロ・オリンピックでは、地元リオデジャネイロ州が財政非常事態宣言を出すまでの事態となった。当初予算が7340億円だった東京2020の場合、会計検査院の最終報告に基づくだけでも超過率は230%を超える。冒頭で「招致決定前から見ると2.3倍にも上る。」と述べた通りだが、この研究に接した後では意味の深刻度が高まる。組織委の予算が不足した場合には都が補填し、それでも足りない場合には国が保証するように、いずれも投入されるのは税金だからである。さらに、これらの数字や内容については、公益財団法人という仕組みにより、誰一人検証のしようがない形に最初から仕立てられていたからである。予算超過には9.1%を見込むようにとするIOCの指摘には根拠も示されておらず、あまりにも開催都市頼みかつ無遠慮すぎる。同様に、東京2020の組織体制にも、不正が仮にあったとしても、元からそれを知り、防ぐこともできないのであるから、これもまた、なぜなのか根拠もわからず、無遠慮も甚だしい話である。

2024年オリンピックのパリ開催決定から1か月後の2017年10月、まだ組織委員会に就任もしていないエスタンゲ氏について、年俸が45万2千ユーロ（約5800万円相当）になるという一部報道が地元で出たことがある³⁴⁾。組織委は即座に否定した。最終的に翌2018年3月、彼の年俸は27万ユーロ（約3510万円相当）だと発表された。これを報じる記事は、「オリンピック法は審議の過程で、組織委の会計が毎年、会計検査院の検査を受ける形に修正された」と記され、法律の行方についても合わせて触れられていた³⁵⁾。ここから4週間以内に18年法が成立するタイミングでの発表であった。多様な立場の各人がそれぞれに責務を果たすことで、少しずつ全体の透明性につな

がっていくことになる。決して暴走が生じないよう、ルールに則って皆が互いに監視、抑制し合い協力することにより、全体として不測の事態を阻止する方向へと社会のチェック機能が働いている。

政治家の資産公開は、公人として義務付けられるものだとしても、18年法第27条については、民間組織としてのオリンピック組織委の関係者にもここまでの透明性を課すのは初めてのことだと閣僚が述べるほどの踏み込みようではあった。法治国家で、法律を作るのは政治家の仕事だが、政治家主導という時、政治家が何を重視して社会をどのような方向性に導いていこうとするのか、その政治理念のあり方により、法律による結果はまったく異なるものとして現れることになるだろう。法だけがオールマイティだということでは決してない。しかし、不正を未然に防ぐことが可能な体制作りは、社会においても、スポーツ界においても、当然必須である。ことオリンピックほどの大規模な国際スポーツ大会であればあるほど、巨額の資金が動く。したがって、運営面の透明性はロンドンを見るまでもなく、大会成功の何よりの鍵となる。開催都市擁立国としてその後の国際的な信用にも大きく関わってくるからだ。国際スポーツ大会、その開催地、迎える人々、それぞれの名誉が回復され、守られる健全なスポーツ社会を日本に到来させるために、不正を防ぐことのできる第三者による監査チェック機関を求め、作り上げていく。このことが、信頼性の危機に瀕する日本にとって、何よりも必要不可欠となっている。

注

- 1) 2023年2月10日付読売新聞「不正防止へ11原則、PTが大規模スポーツ大会のガバナンス指針案を公表…五輪汚職受け」<https://www.yomiuri.co.jp/sports/etc/20230210-OYT1T50325/> (最終閲覧日2023年2月10日)
- 2) 平成十八年法律第四十九号公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000049> (最終閲覧日2022年9月5日)
- 3) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款第43条

<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/docs/20220627E5%AE%9A%E6%AC%BE.pdf> (最終閲覧日2022年9月5日)

- 4) 2023年2月9日「東京五輪・パラ組織委の清算法人談合事件受け解散時期延期へ」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230209/k10013976711000.html> (最終閲覧日2023年2月10日)
- 5) この時、パリの次の28年オリンピック開催地も合わせて米・ロサンゼルスに決めた2大会同時決定は、開催都市の財政負担が近年ますます膨れ上がることに對して立候補地の地元の反対が都度激化する可能性を回避するため、IOCが編み出した苦肉の策だった。
- 6) 1900年パリ・オリンピックは、古代オリンピック発祥の地アテネで開催された第1回に次ぐ第2回大会で、クーベルタンが地元開催と決めていた。また、1924年の第8回パリ・オリンピックはクーベルタンがIOC会長を退く前年で、これが最後の花道となった。
- 7) Loi n° 2018-202 du 26 mars 2018 relative à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 <http://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000036742943/> (最終閲覧日2022年10月10日)
- 8) ここでは、IOCが選定するTOP (The Olympic Partner) パートナーとして、オリンピック最高レベルのグローバル・スポンサーシップ・プログラムに基づき契約を結ぶワールドワイドオリンピックパートナー以外で、オリンピックごとに各国オリンピック委員会と大会組織委員会が選定するワールドパートナー、オフィシャルパートナーとしてのスポンサー企業が対象となる。
- 9) Loi n° 2019-812 du 1er août 2019 relative à la création de l'Agence nationale du sport et à diverses dispositions relatives à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024.
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000038864110> (最終閲覧日2022年10月15日)
奈良詩織 「【フランス】全国スポーツ機構とオリンピックの組織に関する法律の制定」
外国の立法 No. 286-1 (2021.1)、国立国会図書館 調査及び立法考査局
- 10) TITRE IV DISPOSITIONS RELATIVES À L'ÉTHIQUE ET À L'INTÉGRITÉ
- 11) <https://www.hatvp.fr/fiche-organisation/?organisation=834983439##> (最終閲覧日2022年10月15日)
- 12) https://www.francetvinfo.fr/les-jeux-olympiques/tokyo-2020/jo-2024-loi-olympique-pour-laura-flessel-la-transparence-est-un-devoir-national_4467811.html (最終閲覧日2022年10月15日)
- 13) Loi n° 93-122 du 29 janvier 1993 relative à la prévention de la corruption et à la transparence de la vie économique et des procédures publiques.
- 14) 豊田透 「【フランス】経済活動の透明性と汚職防止に関する法律」外国の立法 (2017年4月)、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 15) Loi organique n° 88-226 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique 「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の組織法律第88-226号」(88年組織法)、Loi n° 88-227 du 11 mars 1988

- relative à la transparence financière de la vie politique 「政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号」(「88 年法」)
- 16) Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique
- 17) 2012 年末、オランダ政権下のジェローム・カウザック (Jérôme Cahuzac) 予算担当相にスイスに隠し口座を持っているという疑惑が持ち上がり、その事実を認めて 13 年 3 月、辞任にまで発展したカウザック事件も、法律制定の大きな背景となった。
- 18) 服部有希「フランスの政治倫理に関する立法 一利益相反防止と資産公開一」外国の立法 264 (2015. 6) 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 19) 只野雅人「民主主義と透明性—公的生活の道徳化をめぐるフランスの近時の立法を素材として」法学 2019, p. 348
- 20) サパン法と同様にサパン経済・財務相 (Michel Sapin, 1952-) が取りまとめた。Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique https://www.legifrance.gouv.fr/loda/article_lc/LEGIARTI000033562135 (最終閲覧日 2022 年 10 月 15 日)
- 21) この時、ロンドンは、3 度目の招致にかけるパリと最終的にデッドヒートを演じ、ブレア首相 (当時) が G 7 (先進国首脳会議) のスコットランド・コーンウォール開催を直後に控えながら、開催地決定の IOC 総会 (シンガポール) に乗り込み、活発なロビー活動でトップセールスを展開し、本命視されていたパリを 4 回目の投票で 4 票の僅差で破って開催権を得た。以来、招致都市国の元首 (級) の IOC 総会入りが慣例化した。
- 22) The London 2012 Olympic Games and Paralympic Games: post-Games review 英会計検査院による 2012 年 12 月 5 日付「2012 年 ロンドン・オリンピック・パラリンピック会計報告」
<https://www.nao.org.uk/reports/the-london-2012-olympic-games-and-paralympic-games-post-games-review/>
<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2012/12/1213794fr.pdf> (いずれも最終閲覧日 2022 年 11 月 3 日)
- 23) (The IOC's role is:) to promote a positive legacy from the Olympic Games to the host cities, regions and Countries. 「オリンピック憲章」Olympic Charter 2020 年版・英和対訳 (2020 年 7 月 17 日から有効) より。 <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2020.pdf> (最終閲覧日 2022 年 10 月 25 日)
- 24) https://stillmed.olympics.com/media/Document%20Library/OlympicOrg/Documents/Olympic-Legacy/IOC_Legacy_Strategy_Full_version.pdf
Olympic Games Study Commission Interim Report to the 114th IOC Session Mexico, November 2002 (いずれも最終閲覧日 2022 年 10 月 25 日)
- 25) 2012 年 ロンドン五輪における英国下院決算委員会による行政監視、行政監視に当たっての英国会計検査院 (NAO) の工夫に関する分析に加え、検査院報告書、委員会報告書、財務省覚書の各種資料のほか、レガシーの評価やロンドンの警備体制、ひいては東京の場合についても記述されている。 https://rnavi.ndl.go.jp/mokuji_html/029101940.html (最終閲覧日 2022 年 10 月 26 日)
- 26) フランスを代表する日刊紙「ル・モンド」2022 年 11 月 22 日付 https://www.lemonde.fr/sport/article/2022/11/22/jo-2024-l-organisation-des-jeux-de-paris-couter-a-400-millions-d-euros-de-plus_6151102_3242.html (最終閲覧日 2023 年 1 月 10 日)
- 27) la Société de livraison des ouvrages olympiques
- 28) 学術誌「環境と計画 A: 経済とスペース (Environment and Planning A: Economy and Space)」2020 年 9 月掲載 <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/0308518X20958724> (最終閲覧日 2022 年 11 月 7 日)
- 29) 冬季オリンピックのトップは 2014 年ソチ・オリンピックの 219 億ドル (約 2 兆 3180 億円相当)。
- 30) グリーンランド生まれ、デンマーク出身の経済地理学者。
- 31) Here the budget included a 9.1 percent contingency for unanticipated expenses, which, according to the IOC “is in line with the level of risk and the contingency for previous Games”
2021 年 5 月 18 日付毎日新聞「五輪に経済効果はもともとない。衝撃の英名門大論文」 <https://mainichi.jp/sunday/articles/20210517/org/00m/040/003000d> (最終閲覧日 2022 年 11 月 15 日)
- 32) IOC サイト https://library.olympics.com/Default/doc/SYRACUSE/69707/report-of-the-2022-evaluation-commission-international-olympic-committee?_lg=en-GB (英語版 p.75 最終閲覧日 2022 年 11 月 15 日)
The budget includes a 9.1% contingency for unanticipated expenses, which is in line with the level of risk and the contingency for previous Games
[https://www.leparisien.fr/sports/paris-2024-le-comite-dement-le-salaire-de-450-000-euros-pour-tony-estanguet-11-10-2017-7323351.php](https://library.olympics.com/Default/search.aspx?SC=DEF AULT&QUERY=Identifier_idx:69632&QUERY_LABEL=Has+for+another+edition:+Rapport+de+la+Commission+d%27%C3%A9valuation+pour+2022#(フランス語版 p. 79 最終閲覧日 2022 年 11 月 15 日)
Le budget prévoit une marge de 9,1 % pour les dépenses imprévues, ce qui est conforme au niveau de risque et à la contingence de précédentes éditions des Jeux.</p><p>33) Explaining the Olympic power law</p><p>34) 2017 年 10 月 11 日付週刊紙「ル・カナール・アンシェネ (Le Canard enchaîné)」が単独で報じた。同日付でこれを否定する開催都市パリの日刊紙「ル・パリジアン」 <a href=) (最終閲覧日 2022 年 10 月 23 日)
- 35) 2018 年 3 月 2 日付 ル・モンド掲載の AFP 記事 https://www.lemonde.fr/sport/article/2018/03/02/jo-tony-estanguet-president-de-paris-2024-percevra-270-000-euros-brut-par-an_5264960_3242.html (最終閲覧日 2022 年 10 月 23 日)

わきた・やすこ / 文化情報学部教授
E-mail : wakita@sugiyama-u.ac.jp